

# 協和キリングroupサプライヤー行動指針

協和キリングroupはサプライチェーン全体でサステナブル調達を推進すべく、「協和キリングroupサプライヤー行動指針」を定めています。サプライヤーの皆様には、協和キリングgroupサプライヤー行動指針に示す各項目をご理解いただき、これらの項目に則った活動をお願いいたします。またサプライヤーの皆様自身の企業活動をサステナブルの視点で振り返り、さらなる向上に努めていただくようお願いいたします。

「協和キリングgroupサプライヤー行動指針」は、以下の7つの観点から構成されます。

- 1) 社会との関係
- 2) 従業員との関係
- 3) ルールの遵守
- 4) 人権尊重
- 5) 環境保全
- 6) 情報管理
- 7) リスクマネジメント

## **1) 社会との関係**

社会のよき一員として、持続可能な経済成長と社会的課題の解決を図ります。その実現のために、すべてのステークホルダーと良好な関係を築きます。

### ① 高品質な製商品・サービスの提供

- ・原材料の調達から製商品の研究・開発・製造・物流・販売後において、安全性確保を最優先として、ステークホルダーから信頼を得られる活動に努めます。
- ・適切なマネジメントシステムを活用して患者さん、医療従事者を含むステークホルダーの権利に悪影響を及ぼすリスクを最小にします。
- ・各種科学的データの適正な取扱いと厳正さを確保します。

### ② 適法かつ健全な関係の維持

- ・社内外からの不法、不当な要求には一切応じません
- ・腐敗行為（贈収賄、強要、横領、不当な利益供与（賄賂の支払い、政府関係への腐敗勧誘を含む）、違法な政治献金など）を認めません。
- ・犯罪に関与する組織とは一切関係を持ちません。

・適用法令を遵守するための適切な仕組みを整備します。

### ③ 社会・地域との調和

・関係各国および地域社会の経済・社会・文化習慣等を尊重し、地域社会の発展に貢献します。

・事業活動を行う国および地域の法令等に誠実に従い、さまざまな権利を尊重します。

・事業活動を行う国および地域の皆様とのコミュニケーションを通じて相互理解に努めます。

## **2) 従業員との関係**

各自の人間性を尊重し、働きやすい職場環境の維持に努めます。

### ① 多様性と権利の尊重

・多様な背景を持つ人たちが、自らの持つ能力を発揮できる職場と機会を提供します。

・従業員の権利を守り、尊厳と敬意を持って従業員を処遇します。

・従業員には国際基準や国内法に基づく就業・休憩・休暇・休日を取得する権利を保証します。

賃金は、従業員と合意した雇用契約により、超過勤務分を含めて支払います。

### ② 安全な職場環境の構築・維持

・労働環境に関する法令を遵守し、安全確保に継続して取り組みます。

・労働災害を防止する活動を継続的に行います。

・常に安全で心身の健康が図られる職場および住宅環境を整備します。

・職場における危険、暴力、秩序を乱す行為を許しません。

・薬物の違法使用を許しません。

・職場において人体に有害な物質に暴露される状況を把握し、適切な対策を講じます。

これら有害な物質に関する安全性情報について、従業員に教育・トレーニングを実施します。

### ③ 緊急時への備えと対応

・生命・身体の安全を守るため、発生しうる災害・事故などを想定の上、緊急時の対応策を準備し、また職場内に周知徹底します。

### ④ 従業員の団結権・団体交渉の権利の尊重

・労働環境や賃金水準等の労使間協議を実現する手段として、従業員が団結することを尊重します。従業員による組合等の結成、加入を認めます。

・労働者が報復を恐れることなく、団体交渉することを認めています。

## **3) ルールの遵守**

社会のルールを守り、誠実に高い倫理観を持って行動します。

### ① 法令遵守・顧客の要求

- ・国内外の法令や社内外の諸規則・ルール、社会規範を遵守し、知識の更新に努めます。顧客の要求事項も確認し、遵守します。
- ・業務に関する重要な法改正などのルール変更について積極的に情報収集するとともに、社内諸規則・ルールを適時見直します。

#### ② 公正で自由な競争

- ・各国の競争法に則り、公正・透明で自由な競争と取引を行います。
- ・正確かつ真実の広告を含め、公正な事業慣行を採用します。
- ・寄附を行う場合に見返りは求めません。
- ・社会規範から逸脱するような不当な接待・贈答を行わず、また受けません。
- ・会社の利益と相反する立場での就労および取引をしません。

#### ③ 不正行為の予防

- ・不正行為を予防するための活動を行い、また早期に発見し対応するための制度を整えます。とるべき行動が分からない、何かおかしいと感じるとき、疑問を提起する通報体制を整備します。提起した者、提起を受けた者などの関係者への報復行為、脅迫行為および不利益な取り扱いをしません。

#### ④ 知的財産権の尊重

- ・自社の知的財産を適切に利用し、他者の知的財産権を尊重します。

#### ⑤ 動物福祉

- ・非臨床試験における動物実験は、動物福祉に十分配慮します。

### **4) 人権尊重**

社内外すべてのステークホルダーの人権、人格を尊重します。

#### ① 差別の禁止

- ・人種、民族、国籍、社会的身分、門地、年齢、妊娠の有無、性別・障害の有無、健康状態、思想・信条、性的指向・性自認および職種や雇用形態の違い、婚姻関係等、あらゆる差別は行いません。

#### ② 女性や脆弱性の高い人たち、子供、障害者、社会的少数派の権利を尊重し、直面する不平等から保護します。

#### ③ 強制労働や奴隷労働（現代奴隷含む）、不当な年少者労働・児童労働の禁止

- ・不当な労働をさせません。
- ・児童労働・若年者労働については、国内法が例外を認めていない限り、国際基準に則ります。
- ・不当な労働をさせるビジネスパートナーとは関係を持ちません。

- ④ いかなるハラスメントも許しません
  - ・ビジネスパートナーとの関係を含めて、すべての人々へのハラスメントを許しません。
- ⑤ サプライチェーン上の人権課題の把握・改善
  - ・サプライチェーン上の人権課題（強制労働・不当な年少者労働・児童労働や、従業員への人権侵害）を把握し、改善するための仕組みを整備します。
- ⑥ 救済窓口の設置
  - ・アクセスしやすく、信頼できる公正な苦情処理プロセスを通じてサプライチェーンの従業員のために人権侵害に関する救済の仕組みを構築します。

## **5) 環境保全**

環境問題の取り組みは人類共通の課題であり、企業の活動と存続に必須の要件であるという認識の下、主体的に行動します。

- ① 環境の保全・保護と資源循環
  - ・環境の保全・保護に積極的に取り組みます。
  - ・環境への負荷が少ない原材料、設備等を調達します。
  - ・原材料・エネルギー使用量及び温室化効果ガスの削減に努め、省資源及び地球温暖化防止に貢献します。
  - ・水使用量の削減並びに、廃棄物の発生量を抑制し、再資源化を推進し、循環型社会の実現に貢献します。
  - ・環境リスク低減や、環境パフォーマンスを向上のため、環境マネジメントシステムを構築し、継続的に改善します。
  - ・可能な限り生物多様性への影響を理解し、生物多様性に配慮した資源利用を推進します。
  - ・環境に悪影響する物質の排出・流出を防止する仕組みを構築します。
- ② 環境に関するルールの尊重
  - ・適用されるすべての環境法規・環境規制を遵守し、環境汚染と環境被害の防止に努めます。環境への排出基準を遵守します。
  - ・人の健康・環境への悪影響を及ぼすおそれのある排出物は、放出前に適切に管理及び処理します。
  - ・関連法令等に従い、廃棄物を適正に処理します。
  - ・化学物質を適正に管理し取り扱います。
  - ・環境に関して必要な許認可を受け、また要求された報告を行政に提出します

## **6) 情報管理**

私たちの事業に関する情報を適正に管理します。

- ① 個人情報、秘密情報の適正管理
  - ・事業活動で入手した個人情報を、法令等を遵守して使用します。
  - ・事業活動で入手した秘密情報を、契約等を遵守して使用します。
  - ・個人情報および秘密情報を保護する十分な対策を行い、厳重に管理します。
- ② 法令および社内規程の遵守
  - ・法令に基づいて、社内の方針・規程を策定します。
  - ・社内規程に則り、文書・データの保管、廃棄および保全をします。
- ③ 情報システム機器の適正な使用
  - ・会社の情報システム・コンピューター（PC）等の電子機器および電子メールを社内規程に従って適正に使用します。
- ④ インサイダー取引の禁止
  - ・業務上、自社または他社の未公表の重要事実を知った場合は、その重要事実が公表されるまで、他人への漏洩およびそれらの会社の株式・社債などの有価証券の売買を行いません。
- ⑤ 適時・適切かつ公正な情報開示
  - ・法令等で公開を義務付けられているか否かを問わず、ステークホルダーに対して適切かつ公正な情報開示を行います。

## **7) リスクマネジメント**

私たちの事業にかかるリスクおよびクライシスを適切に管理します。

- ① リスクマネジメントとクライシスマネジメントの実行
  - ・事業に関わるリスクを組織的に管理し、将来起こり得るリスクにも目を向けて、改善・解決・解消に向けて取り組みます。
  - ・クライシスの予防、早期発見、発生時の迅速復旧など、備えておくべきリスク対応能力・危機管理能力を高めるためのクライシスマネジメントを行います。

本指針は、サプライチェーン全体で理解し指針に沿った実行をすることがサステナブル調達の実現のために重要です。

本指針を受けたサプライヤーの皆さまは、サプライヤー社内はもとより、2次サプライヤーの皆さまへも本指針を伝えていき適切な資源配分と仕組みを整えてください。本指針に関連した懸念事項は、適切に調査をして解決してください。

加えて、マネジメントシステムによりそれぞれの取り組みを管理して、サプライチェーン全体での持続可能な社会の実現に向けて、ご協力をお願いします。

発行日：2013年9月3日

改正日：2023年12月20日

東京都千代田区大手町 1-9-2

協和キリン株式会社

調達部長